

配送元や配送先企業等による 運送業者への 安全配慮が課題になっています

運送業者の荷役作業時に発生する労働災害は、**毎年**、休業4日以上にも及ぶ重篤なものが、全国で1万件（うち死亡：数十件）、長野県で150件以上と多発していて、近年、減少が全く見られず、そのうち荷主先等での災害は約3分の2も占めています。

運送業では、依然として、**交通事故による死亡者も発生しており**、また、**運送業の労働災害発生率は、建設業や製造業を上回っています**。

そのため、**長野労働局では**、運送を直接発注する荷主に限らず、**荷主・配送先・元請事業者など各関係者に対し、安全配慮を強く求めています**。

発着時刻の設定時の注意事項

運送を依頼する際に、荷の発着時刻が硬直的だったり、厳しいものだとして、道路交通でのスピード違反・運転時の焦りや、荷役作業での安全手順の省略を惹起しかねません。また、長時間労働の解消等のためにも、荷主などの理解と協力が必要です。

運送業者の労働災害を防止するためには、**発荷主や着荷主などの立場にある企業による配慮が不可欠**です。

(※)これらの対策は、次の厚生労働省の通知で規定されています：

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
- ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」



p.2へ

物流の効率化につながることも期待されます



荷役作業場所等を管理する事業主の注意事項

厚生労働大臣の定めた「第13次労働災害防止計画」では、運送業者が荷主等と連携して荷役災害を減少させることを重点対策に位置づけており、「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」に基づき、**荷の積み下ろし場所などの事業主による安全対策を求めています**。

各労働基準監督署が企業に指導に立ち入った際にも、ガイドラインに基づく対策について、状況を確認し、実施をお願いしています。

なお、荷役作業の注意義務違反があるとして、発注企業に損害賠償を命じた裁判例があります



p.3へ



p.4へ



運送発注する際の発着時刻などの注意事項

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(抜粋)

(平成25年3月25日付け基発0325第1号厚生労働省労働基準局長通達)

第3 荷主等の実施事項

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について、陸運事業者に通知すること。また、事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。

イ 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「貨物自動車運転者」という。)の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定(弾力的な設定)とすること。

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

(1) 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

貨物自動車運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)により、拘束時間、運転時間の上限等が定められている。

したがって、運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

運送業者の安全という観点からも
「サプライチェーンマネジメント」
に取り組みましょう

「交通労働災害防止のためのガイドライン」(抜粋)

(最終改正 平成30年6月1日付け基発0601第1号)

第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は、次に掲げる事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努めること。

- 1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う必要が生じた場合、荷主・元請事業者は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力すること。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行うこと。また、到着時間が遅延した結果として、荷主・元請事業者が実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにすること。
- 3 荷主・元請事業者は、実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。また、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保すること。なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。
- 4 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

長時間労働の解消等のためにも、荷主の理解と協力が必要です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び「事案の概要」が公表されます。

詳細は国土交通省リーフレットを参照⇒

<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>



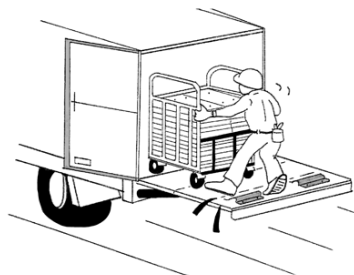
陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（概要）

安全管理体制

- 荷役作業の担当者を指名してください
- 陸運事業者と安全衛生協議組織を設置してください

荷役作業における労働災害防止の基本対策

- 荷役作業を陸運事業者に行わせる場合は事前に通知してください
- 余裕を持った着時刻の設定をしてください
- 荷役場所を安全に作業が行えるようにしてください



墜落・転落防止対策

- 墜落・転落防止のための施設等を用意してください

フォークリフトによる労働災害の防止対策

- フォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定めて、見やすい場所に掲示してください
- 通路の死角部分へミラー等を設置してください
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分してください

クレーン等による労働災害の防止対策

- 移動式クレーンの設置場所に注意してください

自社の労働者の
安全のためにも
重要です！

コンベヤーによる労働災害の防止対策

- コンベヤーをまたぐ必要がある場所には、踏切橋等を設けてください

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

- 移動経路の整理整頓をお願いします
- 床や地面の凹凸や傾斜をできるだけなくしてください

転倒、腰痛、その他による労働災害防止対策

整理整頓、手すりの設置、台車の用意、荷姿・重量への配慮、貸し出すパレットの破損状況の確認など

安全衛生教育

- 改善基準告示の概要を発注担当者に周知してください
- 荷役機械等に関係する安全衛生教育を行ってください

陸運事業者との連絡・調整

- 陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください
- 配送先における荷卸しの役割分担について明確にしておいてください
- 陸運事業者が荷役作業を行う場合、安全作業連絡書（4ページ参照）の内容を通知してください

詳細は、ガイドライン全文をご確認ください



荷役 安全 ガイドライン

検索

【過去の裁判例】

○ 鋼材荷積み作業補助中に鋼材にはさまれ、親指を切断した事例（札幌地裁判決 昭和62年8月27日）

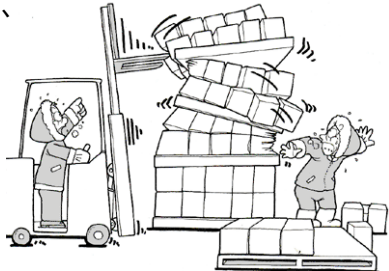
被災時の作業分担から、鋼材の運搬を発注した会社（発注先会社）と、鋼材の運搬を請け負った会社（注文先会社）の従業員であるトラックの運転手（被災者）との間に、雇用関係と同様の法律関係を認めず、安全配慮義務に関する債務不履行責任は否定するも、発注先会社及び同社作業員の注意義務違反を認定して民法第715条の使用者責任を認定した。

民法715条（使用者の責任）

- ①ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。
- ② 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- ③ 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

○ 鋼材をクレーンで吊り上げトラックに積み込む作業中に、積んでいた鋼材が崩れて骨折した事例（東京地裁判決平成8年7月31日）

A社作業現場にある鋼材をクレーンでトラックに積み込む作業をしていたA社代表者をB社トラック運転手が自発的に手伝っていたところ、積まれていた鋼材が崩れてB社トラック運転手が被災した事故において、A社代表者が運転手の助力を承諾し、共同で作業を行っていたという事情があるときは、A社代表者は鋼材が崩れて、運転手が受傷しないよう鋼材の積み上げ状況を点検しつつ作業を行う注意義務があり、本件ではそれを怠った過失があると判示した。B社に対しては、業務外の行動についてまで従業員に対し安全配慮義務や安全教育を行う義務を負わず、さらに事故がB社の管理の及ばない場面で発生しているなどの事情があるため、B社は損害賠償責任を負わないとした



※平成24年度厚生労働省委託事業「陸上貨物運送事業における荷役災害防止対策推進事業」テキストから

安全作業連絡書(例) ※厚生労働省リーフレットから

発 地				着 荷			
積込作業月日		月 日 ()		取卸作業月日		月 日 ()	
積込開始時刻		時 分		取卸開始時刻		時 分	
積込終了時刻		時 分		取卸終了時刻		時 分	
積込場所		1. 屋内 2. 屋外		取卸場所		1. 屋内 2. 屋外	
		1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()				1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミナル 3. その他 ()	
積 荷	品名						
	(危険・有害性)	有 ・ 無 ()					
	数量						
	総重量	kg (kg/個)					
積 込 作 業	積付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()					
	作業分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同		取 卸 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	
	作業人数	名			作業人数	名	
	使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()			使用荷役機械	有 ・ 無 1. フォークリフト 2. その他 ()	
免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい 作業 4. その他 ()		免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい 作業 4. その他 ()	
その他特記事項 ※作業時には安全靴、保護帽を着用のこと。							

陸運事業者が荷役作業を行う場合、ガイドラインに基づき、安全作業連絡書の内容を通知してください